

令和7年9月10日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和7年9月10日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

佐藤 公男 委員長
桑原 成典 副委員長
浅野 敏江 委員 鎌田 礼二 委員
西村 勝男 委員 小高 洋 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
総務部長	本多 裕之	総務部 危機管理監	佐藤 孝文
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数馬
総務部 政策課長	引地 洋介	総務部 財政課長	佐藤 渉
総務部 管財契約課長	上野 雅裕	総務部 危機管理課長	古谷 勝弘
教育委員会 教育長	黒田 賢一	教育委員会 教育部長	末永 量太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下 真子	教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古 勝浩
選挙管理委員会 事務局長	目々澤 恵一	総務部 総務人事課総務係長	佐々木 勝

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木 忠一	事務局次長兼 議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡美	議事調査係主査	星井 絵名

会議に付した事件

議案第 45 号 塩釜市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

議案第 47 号 令和 7 年度塩竈市一般会計補正予算

請願第 3 号 国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出
を求める請願

午前10時00分 開会

○佐藤委員長 おはようございます。

本日から議事進行をいたします佐藤公男と申します。大変不慣れではございますが、これから2年間ほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にマスクを外していただくなくても差し支えありません。また、クールビズの期間でもありますので、上着等も脱がれて構いません。北側委員会室の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第45号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」、請願第3号「国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願」、3件であります。

これより議事に入ります。

議案第45号及び第47号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例など、計2か件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長のほうからご説明いたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○佐藤委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から、議案第45号についてご説明いたします。

資料No.21、定例会議案資料の5ページをお開き願います。

塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正に

ついてでございます。

まず、1の概要ですが、市議会及び市長選挙におきまして、選挙運動用のビラやポスターの作成費用について公費負担を行っていますが、近年の物価高騰などの社会情勢を踏まえ、公職選挙法施行令の一部改正により、公営単価が引き上げられたことから、所要の改正を行うものでございます。

2の改定内容についてでございますが、表にありますとおり、①といたしまして、選挙運動用ビラの作成につきましては、1枚当たりの増加額が65銭で、8円38銭に改定を行うものでございます。

選挙期間中の公費負担限度額につきましては、表中の一番右の欄のとおりとなります。

また、②選挙運動用ポスターの作成につきましては、1枚当たりの増加額が45円57銭で、586円88銭に改定を行うものでございます。

選挙期間中の公費負担限度額は、印刷費と企画費を合わせまして、一番右の欄にありますとおり、24万4,647円となります。

3、施行日は公布の日で、次の市長・市議選挙より適用される予定となっております。

議案第45号に係る説明は以上でございます。よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 続きまして、管財契約課から、議案第47号「塩竈市一般会計補正予算」のうち、管財契約課所管分についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料No.21、定例会議案資料の15ページをお開きください。

壺番館区分所有建物の取得についてです。

1の概要ですが、壺番館商業地権者から買取り要望があった区分所有建物を取得し、市民サービスの向上や執務スペースの改善などを図ろうとするものです。

2の取得を予定している区分所有建物ですが、記載しております壺番館1階平面図の赤色で着色した部分の店舗で、専有面積が66.09平方メートルとなっております。

なお、青色で着色した部分につきましては、今年度当初予算にて取得に係る予算をお認めいただいた箇所でございます。

3の事業費及び財源内訳ですが、今回の区分所有建物の購入に係る事業費といたしまして609万9,000円を計上し、財源として、公共施設等総合管理基金繰入金を計上しております。

4の今後の予定ですが、予算をお認めいただきましたならば、売買手続を行ってまいります。
続きまして、予算についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料No.19、補正予算説明書の8、9ページをお開き願います。

まず、歳出予算でございますが、ただいまご説明いたしました区分所有建物の購入に係る費用としまして、第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費の第16節公有財産購入費に609万9,000円を計上しております。

次に、歳入予算でございますが、同じ資料の6、7ページをお開き願います。

今回の事業費に係る財源としまして、第19款繰入金第1項基金繰入金第8目公共施設等総合管理基金繰入金に、歳出予算の増額の609万9,000円を計上しております。

管財契約課所管の説明は以上でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、一般会計補正予算のうち、危機管理課分についてご説明いたします。

資料No.21の16ページをご覧ください。

消防施設等整備事業についてご説明いたします。

概要ですが、浦戸消防団石浜器具置場が完成したことに伴いまして、旧石浜器具置場の解体及び水道管の撤去工事が完了したことから、仮復旧の状態で供用している道路の一部について、本復旧工事を行うものです。

事業内容ですが、こちらは、アスファルト舗装工事の一式になります。

事業費及び財源内訳ですが、事業費144万1,000円のうち、一般単独事業債として100万円、一般財源として44万1,000円となります。

今後の予定についてですが、補正予算をお認めいただきましたら、10月に契約手続、工事に着手しまして、令和8年1月、工事完了を見込んでおります。

次に、予算についてご説明いたします。

資料No.19の14ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費に144万1,000円を計上してございます。

歳入について、6ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第6目消防債に100万円を計上しております。

続きまして、資料No.21の17ページをご覧ください。

避難誘導LEDビジョンの整備について、ご説明いたします。

概要ですが、災害発生時における防災、減災への行動や避難誘導の強化を図ることを目的に、市民及び観光客等の来訪者に向けて、的確に迅速な情報発信を行う避難誘導LEDビジョンの整備を行おうとするものでございます。

事業内容ですが、まずは、設置する機器については、屋外に常設する縦3メートル、横4メートルのLEDビジョンのほか、配信用、通信障害及び停電時稼働継続用、機器保守確認などの機材の一式の整備となります。

表示内容につきましては、緊急時における災害情報、気象情報、交通規制情報などになりますが、平常時は、行政情報やPR映像に加え、民間広告情報など、幅広く運用していきたいと考えてございます。

事業費及び財源内訳ですが、事業費1,920万9,000円。うち、緊急防災・減災事業債として1,920万円、一般財源として9,000円となります。

設置場所につきましては、塩竈市港町一丁目、国道45号交差点の市有地を予定してございます。

今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたら、10月に契約手続、業務に着手しまして、令和8年3月に運用開始を見込んでございます。

次に、予算についてご説明いたします。

資料No.19の14ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

第9款消防費第1項消防費第3目消防費に1,920万9,000円を計上してございます。

歳入について、6ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第6目消防債第3節緊急防災・減災事業債に1,920万円を計上しております。

危機管理課の補正予算の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課所管の2件についてご説明いたします。

資料No.21の23ページをご覧ください。

初めに、第三小学校の遊具整備についてご説明いたします。

小学校の遊具につきましては、老朽化に応じ順次更新や修繕等を行ってきたところですが、今年6月に企業版ふるさと納税の寄附を受けたことから、第三小学校の遊具を整備しようとするものです。

事業内容につきましては、現在使用禁止となっている遊具を撤去した後、新たな遊具を設置します。遊具は、寄附金額に応じて、複数候補の中から児童が選定する予定です。

事業費及び財源内訳につきましては、事業費166万3,000円。内訳として、カメイこどもの夢づくり基金繰入金66万3,000円、企業版ふるさと納税による一般寄附金100万円です。

今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきましたら、10月から契約手続、11月、工事着工、令和8年2月、工事完了の予定です。

次に、資料No.19の補正予算説明書で、予算についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

資料No.19の16ページ、17ページをご覧ください。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費第14節工事請負費において166万3,000円を計上しております。

次に、歳入ですが、同じ資料No.19の6ページ、7ページをご覧ください。

第18款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金に100万円、第19款繰入金第1項基金繰入金第5目カメイこどもの夢づくり基金繰入金第1節カメイこどもの夢づくり基金繰入金に66万3,000円を計上しております。

第三小学校の遊具整備についての説明は以上となります。

次に、学校給食調理業務の一部委託の拡大についてご説明いたします。

資料No.21の24ページをご覧ください。

こちらは、学校給食調理業務につきまして、一部委託を推進してまいりましたが、令和8年度からは、新たに浦戸小中学校について、令和7年度に契約満了となる玉川中学校と併せて契約を行おうとするものです。

現在の調理体制につきましては、表にまとめてございます。表の上段が、直営で市職員により調理を行っている学校、下段が、給食調理業務の一部委託をしている学校です。こちらにつきましては、委託開始年度順に記載しております。

一部委託につきましては、平成27年度から開始をしております、現在、第三小学校、浦戸

小中学校以外の9校において、業者が、調理業務のうちの給食調理、配膳、洗浄作業を請け負っております。

献立作成、食材発注については、県費職員の栄養教諭、または市費職員の栄養士が行っております。

委託期間につきましては、令和8年度から令和10年度までの3年間としております。

事業費及び財源内訳ですが、令和7年度から令和10年度までの事業費は7,050万、財源内訳は、全額一般財源で、債務負担行為限度額を設定するものです。

今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきましたら、12月に契約手続、令和8年3月に引継ぎ等を行い、4月、委託開始の予定としております。

あわせて、債務負担行為補正について、ご説明をいたします。

恐れ入ります、資料No.18の8ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正におきまして、学校給食調理業務一部委託（7年度）、期間令和7年度から10年度、限度額7,050万円を追加しております。

教育総務課の説明は以上となります。ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 続きまして、一般会計補正予算のうち、生涯学習課分について、3件ご説明いたします。

資料No.21の25ページをご覧ください。

議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、塩竈市民交流センターの設備更新について、ご説明いたします。

先に概要についてご説明いたします。本事業は、塩竈市民交流センターの老朽化した設備の更新を行おうとするものです。

2の事業概要についてですが、(1)の現況について、遊ホールに設置している照明などを調整するフェーダーと言われるスイッチが、経年劣化により一部の機能に不具合が生じております。(2)の対応策としましては、移動用の照明操作卓を整備し、不具合の解消を図ることと考えております。

3の事業費についてですが、450万4,000円で、全て一般財源となります。

4の今後の予定についてですが、補正予算をお認めいただきましたら、10月に設備購入の手続に係る契約手続を行ってまいります。

次に、資料No.19の一般会計補正予算説明書で、予算についてご説明いたします。

資料No.19の16、17ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

第10款教育費第4項社会教育費第5目市民交流センター費第17節備品購入費に450万4,000円を計上しております。

続きまして、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、塩竈市温水プールの設備更新についてご説明いたします。

資料No.21の26ページをご覧ください。

先に概要についてご説明いたします。本事業は、老朽化の進展に伴い、不具合が生じている塩竈市温水プールの一部機器の設備更新を行うものです。

2の事業内容ですが、プール水を塩素で消毒する自動塩素注入器の老朽化が進んでおり、設備更新を行うものです。これは、利用者の快適かつ衛生的な利用を目的とするものです。

3の事業費及び財源内訳については、事業費473万円、財源内訳として、一般単独事業債として350万円、一般財源123万円となっております。

4の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算お認めいただきました後、10月に契約手続を行い、令和8年2月までに更新を完了する予定となっております。

次に、資料No.19の一般会計補正予算説明書で、予算についてご説明いたします。

資料No.19の16、17ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費第14節工事請負費、施設設備工事費として473万円を計上しております。

次に、歳入について説明させていただきますので、同じ資料の6、7ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債第3節社会教育施設債4,960万円のうち、スポーツ施設整備事業として350万円を計上しております。

続きまして、議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、屋外スポーツ施設の設備更新等についてご説明いたします。

資料No.21の27ページをご覧ください。

先に概要についてご説明いたします。本事業は、老朽化により不具合を生じている清水沢近隣公園スポーツ広場及び月見ヶ丘スポーツ広場駐車場についての設備更新や環境整備を行う

ものです。

2の事業内容についてですが、(1)清水沢近隣公園スポーツ広場についてですが、今年3月の暴風により一部のフェンスが大きく傾いたことから撤去しております。既存のフェンスについても確認を行った結果、全てのフェンスの根元が不安定であり、安全性確保の観点から撤去し、新たな防球ネットを設置するものです。

次に、(2)月見ヶ丘スポーツ広場駐車場につきましては、旧市民プールのアスファルト片やフェンスの残存物があることから、利便性向上のため、残存物を撤去するものです。

3の事業費及び財源内訳ですが、上段のグラウンド管理費につきましては、清水沢近隣公園スポーツ広場の防球ネット設置分となります。事業費6,150万1,000円で、一般単独事業債として4,610万円、残りの1,540万1,000円は一般財源となります。

次に、下段のグラウンド管理費につきましては、月見ヶ丘スポーツ広場駐車場の整備費として53万3,000円で、全て一般財源です。

4の今後の予定についてですが、本定例会において補正予算をお認めいただきました後、10月に契約手続を行い、12月には、月見ヶ丘スポーツ広場の残存物の撤去、防球ネットにつきましては、今年度中の完成を予定しております。

次に、資料No.19の一般会計補正予算説明書で、予算についてご説明いたします。

資料No.19の16、17ページをご覧ください。

初めに、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第2目体育施設費第12節委託料、廃棄物処理業務委託料として53万3,000円を計上しております。

また、同じ款項目で、第14節工事請負費として6,150万1,000円を計上しております。

次に、歳入について説明させていただきますので、同じ資料の6、7ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債第3節社会教育施設債4,960万円のうち、グラウンド管理費として4,610万円を計上しております。

生涯学習課所管の補正予算の説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 議案第47号「令和7年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分についてご説明いたします。

資料No.19、補正予算説明書の6ページ、7ページをご覧ください。

今回の補正予算に係ります所要一般財源についてご説明いたします。

歳入の第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、2,573万8,000円の増額補正をするものです。

財政課所管の補正予算の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。

また、資料番号と該当ページをお示しの上、発言をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田委員 資料No.21から質疑をさせていただきます。

15ページの壺番館の区分建物の取得について。ここについてまず質疑したいと思うのですが、概要で、市民サービスの向上や執務スペースの改善等を図ろうとするものと書いてあるのですが、本来だといろいろな人に貸して、ここでいろいろ活動いただければ一番いいのかなと思うのですが、今回、撤退ということだそうです。市民サービスの向上や執務スペースの改善と書いていますが、将来的にどういう形で使っていこうとするのか、説明をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 壺番館区分所有建物の取得について、お答えさせていただきます。

今記載しております市民サービスの向上、あるいは、執務スペースの改善という点でございますが、現在、壺番館の1階に福祉事務所の部分がございますが、現在、手狭な状況になっておりまして、相談室がないでありますとか、狭くなっているというところもございますので、そういうものの解消のために使えるのではないかという検討をしている部分と、あとは全庁的に組織内部で検討部会を立ち上げまして、今後、どのように使っていくかを検討しているところがございますので、委員がおっしゃっていただいた対応も踏まえまして、内部で検討を進めているところがございます。

以上です。

○佐藤委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。よろしくお願したいと思います。

次に、LEDのビジョンの整備についてお聞きをしたいと思います。

事業内容として、停電時の稼働継続用機材一式と書いていますが、これは停電があった場合もちゃんと表示ができるということだと思のですが、どのぐらいの時間使えるのか。バッテリーの容量なんだろうけど、稼働時間はどのぐらいなのか。その辺どういったことを見ていらっしゃるのか、まずお聞きします。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらの停電時のバッテリーの継続ということですが、停電が発生してから24時間は情報をそちらから流せるという状況でございます。あと、文字の画面を縮小すると、24時間以上、映像で出せるという状況でございます。

以上です。

○佐藤委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 分かりました。24時間ですね。

それから、平常時の使い方として、行政情報及びPR映像、民間広告情報ということでありますが、何も無いときには民間の広告もやるということなのですが、この予算金額1,900万ぐらい出ているわけですが、広告料でそんなことにはならないのかなと、実際広告を募集してみないと分からないんでしょうけど、それでペイできるような見積もっているんですか、どういう状況で考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 広告料につきましては、放映時間を例えば15秒ずつに区切って、民間の方に放送という形で予定をしております。その料金自体は、まだ詳しく設定はしていませんが、先進地であります多賀城市などそういったところを参考にしまして、金額を設定していきたいと考えてございます。

また、ペイできるのかというところですが、今回、緊急防災・減災事業債を活用いたしまして、30%の部分の金額に対してのペイという形になるのかと思いますので、そこら辺、金額と広告の内容等々を検討しまして、今後、進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○佐藤委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはりやってみないと分からないんでしょうね。分かりました。

次に、第三小学校の遊具整備についてお聞きをしたいと思います。ここで複数候補の中から

児童が選定する予定と書いてあるのですが、今の財源の166万円、これで今ある遊具の、選定にもよるのでしょうか、何%ぐらい新しい遊具に替わるのか。大体的見積もり、感じとしてどのぐらい取られているのか、お聞きをしたいと思います。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 既存遊具1基につきまして、そのものを新しくするという予定としております。

○佐藤委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっと聞き損じたんですけど、1つ。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 はい、1基でございます。

○佐藤委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 遊具、結構高いんですね。分かりました。僕は半分ぐらいとか、みんな新しく替わるのかなと思っていたんですけど、はい、分かりました。

それから、学校給食について、24ページになります。これは今回の委託の中に浦戸小中学校が入っているわけですけど、これは浦戸で作るんですね。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 おっしゃるとおり、浦戸で調理となります。

○佐藤委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 はい、分かりました。今、どこかで作って運ぶのかなとったりもしたのですが、現地で作るということで分かりました。

それから、27ページの屋外スポーツ施設の設置更新等について、お聞きをしたいと思います。

この(2)の月見ヶ丘スポーツ広場の駐車場の部分の整備ですけど、これを読みますと、今までの管理が悪かったのではないのかと。これを見ますとアスファルト片やフェンスの残存物があると書いてあるわけですが、例えばフェンスを替えるのであれば、その際ちゃんと撤去してもらおうとか、どこかの整備でアスファルトを剥がしたのであれば、それを再利用してもらおうとか、回収してもらおうということになるわけですけど、これを見る限り、今までの管理が悪いと思うわけですけど、今までのこういった公共施設のグラウンドやら何やらの管理は、どうなされてきたのか、どういう管理基準があるのか、どういう考え方でやってきたのか、その辺分かりましたらお願いします。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 確かに委員がおっしゃるとおり、今回、アスファルト片とかフェンスの残存物があるということで、整備のほうがなかなか対応し切れなかったという部分はあるかと思います。

今後、今回のこういった整備をきっかけに、ほかの施設につきましても、年次計画など立てまして、あとは小まめな調査をしながら、整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 安易にただ物をどけるだけと、どこかに置いておくというのは、そのときはお金がかからないにしろ、後回しにして、回り回ってかえってお金がかかるという事態になりますので、こういった関連の、これだけではないと思うのですが、きちんとそういった対応をやっていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご発言はありませんか。小高委員。

○小高委員 引き続き、お伺いをさせていただきたいと思います。先ほど鎌田委員から伺いもございましたので、それを避けてお伺いしたいと思います。

資料No.21から、私も何点かお聞きをしたいと思いますが、17ページ、避難誘導LEDビジョンの整備ということで、先ほど一定、お考え等についてはお聞きをしたのですが、もう少し詳細をお聞きしたいと思います。

一つには、主なる目的としては、基本的には防災・減災への行動、あるいは、避難誘導の強化ということで、まず一つ、この場所を選定されたその理由、こういった形でこの場所なのか、その点お聞きをしたいと思います。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 場所の選定についてでございます。

まずは、令和3年度に行いました交通量調査を参考にしまして、まずは多くの方に見ていただいていると。それと設置するに当たりまして、例えば、信号、看板等、標識等の視認を妨げないような場所というところで、この場所と。あと沿岸部からの誘導ということで、そういったところに誘導できる場所というところで、こちらを設置場所としたところがございます。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

その交通量調査というのは、主なターゲットとして、基本的に自動車等を運転されている方というところが、ある意味ではこれを見ていただくターゲットというお考えなのかなと思うのですが、素人的な捉え方なのかも分からないのですが、交差点で、避難時の情報等は別にしても、平常時の広告等も踏まえて考えたときに、一定の場所に交差点の中で視線を誘導してしまうということが、果たしてどのように整理されているのかというあたりをお聞きしたと思います。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 まず車と歩行者という形で、近くにマリゲート塩釜等もございます。そういったところで歩行者とか観光客の来訪者というところがまず1点。それとあと交通量も、交差点の部分については、大体1日に4万台ぐらいの行き来がございます。そういったところを加味しまして、その場所という形になっております。まずは車で、目で見える形で避難誘導を示すという形でそのビジョン、それに気を取られるという形の検討はしたところですが、基本的に看板という形で避難誘導を促すという危険サインの部分でございますので、そういった形で避難誘導の強化を図りたいという内容でございます。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。なかなか正直難しいというのは、確かに災害時の避難誘導という点では、一定、そこをてんびんにかけるわけではないのですが、運転中にそこに視線を固定してしまうといえますか、そういったことによる危険性と、安全な場所はどこなんだというようなどころでの避難誘導をいかにして支援していくかというところで、ある意味ではトレードオフではないのですけれども、そういった側面も出てしまうのかなということで心配もありましたので、お聞きをいたしました。そのあたりは、今後の運用を含めても、ふだんの検証というのにも必要などころなのかなとは考えております。

あとは、先ほど災害時の停電から最低でも24時間は流せるというお話もあったのですが、24時間ということ踏まえて考えたときに、例えば震災時等々を踏まえても、一定長期化するようなこともあるような中で、ここが程度表示されないということもあり得るのかなと

も思っているのですが、そういうときは、ある意味でそういうものというか、どのような捉え方なのかお聞きをしたいと思います。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 先ほどの停電時等の対応でございますけども、基本的には24時間程度、停電時から放映ができるという状況でございます。それ以降、長期化した場合については、そちらに電源が供給できるような体制ですとか、そういった準備を検討していかなければいけないというところもございます。

また、それと同時に、ビジョンと併せて、防災行政無線ですとか、あらゆる方法で誘導を呼びかけていきたいと考えてございます。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうですね、これだけではないということ踏まえれば、現状そういったところになるのかなと思います。

その関係でもう1点だったのですが、停電時については電源の確保等で何とかなるかもしれないということはあったのですが、例えば、雨程度では大丈夫だと思うのですが、実際にここに津波浸水等があった際に、そのときに車が走っているかどうかというのはまた別ですけど、機能するようなものなのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 今回設置するビジョンについては、津波がかぶらないような形で、地上から少し高めの3メートルから4メートルの部分の高さを調整して設置を予定してございます。ですので、直接、被害を受けるというところはないとは考えてございます。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。災害の関係については理解をいたしました。

あと事業費と財源との関係で、先ほどもお伺いございまして、緊急防災・減災事業債で先ほど30%というお話があったのですが、1,920万円に対して、緊急防災・減災事業債の部分で30%を見ていただける。逆ですか。そのあたりいかがでしょうか。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 すいません。説明が不足しておりました。まず、緊急防災・減災事

業債で70%が当たりますので、30%が市の持ち出しという形になります。約2,000万円と考えますと、600万円が市の持ち出しで、こちらを10年間稼働と見込んで、そうしますと年間当たり60万円という形になります。その60万円を広告費等で賄っていけないか、直に賄っていけないかというところもございまして、広告収入の金額にもよりますけれども、それでペイができるのではないかと試算したところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。導入時のコスト、あるいは、イニシャルコスト、ランニングコストという考え方は理解したところであります。

それと広告費との関係で、先ほど先進自治体ということでお隣の多賀城市の事例も研究したいということだったのですが、実際、稼働もされておられるようでありまして、ホームページを見ると、幾ら幾らで先ほどおっしゃったその15秒で月幾らということやっておられるのですが、実際のところどうなんだろうといえますか、果たしてその目算どおりにいくものかなという思いもあるのですが、そのあたりはどのような見通しなのでしょう。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 多賀城市と相談もいろいろさせていただきまして、今現状の報告をいただいております。広告については、基本的には市の情報を10枠、民間を50枠と想定をしているというところでしたが、まだ民間の部分については50枠までは至らず、10枠ちょっとという状況でございますというところでございました。

以上です。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。なかなか、やってみてどうなるかというところもあるかと思うんですが、基本的には災害時の関係が主であるということで、一定、説明は理解をさせていただきました。

続きまして、同じ資料の23ページ、第三小学校の遊具整備ということで、この中身については理解をしたのですが、市内小学校の遊具について、老朽化に応じて順次更新、修繕を講じてきたということで、今後、こういった遊具整備についてはどのようにしていくのか。第三小学校以外の部分を含めて、その考え方だけお聞きをしたいと思っております。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 市内学校の老朽化した遊具の今後の対応についてのご質疑をいただきました。

ほかの学校でも老朽化している遊具がございまして、そちらにつきましては、小学校につきましては、今年度、撤去の予定としております。具体的には第二小学校、杉の入小学校ということで、こちら撤去とともに遊具の新設を予定しております。

また、第一中学校にも使用禁止となっている鉄棒がございしますが、こちらは学校に確認をして、使わないということですので、今後、撤去する予定となっております。

以上でございます。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。第三小学校以外のところについても、計画的にこうしたことを行っていかれるということで、関連して理解をしたところでございます。

続いて、24ページの学校給食調理業務一時委託の拡大ということで、一つには、先ほど、浦戸小中学校ということもあってのお伺いもあったのですが、給食の安全性ですとか質の担保ですとか、これまでも同様の事案のたびにお伺いはしてきたのですが、改めてその観点と、もう1点は、現状、2名の方、うち、会計年度任用職員の方が1名ということではありますが、その方々の雇用の関係と、2点、併せてお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 まず1点目、食の安全についてのご質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、従前から仕様書にも記載しておりますが、アレルギー対応をはじめとして、食の安全の確保は適切に対応してきたところでございます。また、衛生の管理体制につきましても、マニュアルを作成してございまして、直営・委託にかかわらず、安心・安全な給食の提供ができるように努めているところでございます。また、各校には栄養教諭、そして栄養士が配属されておりますので、食材や安全性の管理を行うことで、食の安全の確保が図られているということになっております。

続いて、2問目の、現在雇用されている浦戸小中学校の職員のことについてでございますが、現在、正職員1名、会計年度任用職員1名ということでございます。正職員1名につきましては、技能労務職ということで、今後、市のどちらかの部署に配属がなされるものと考えております。また、会計年度任用職員につきましては、1年の雇用期間ということになります。こちらにつきましては、その後のご意向によって、もし委託になれば、委託会社とご縁があ

れば、うまくマッチングできるということも考えられます。

以上でございます。

○佐藤委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。技能労務職の方に関して、当然これは別部署ということになるのだと思いますが、なるべくご配慮と言ってはあれですけど、基本的に継続して雇用というところで考えを持っていただければなと思います。

最後、27ページの屋外スポーツ施設の設備更新等についてということでお伺いをいたします。

清水沢近隣公園スポーツ広場につきましては、これまで仮フェンスの設置ですとか、調査後に新たな防球ネット設置ということで、スケジュール等々については理解をしたところがあります。

2番目の月見ヶ丘スポーツ広場駐車場ということで、これまでも残存物はありながらも駐車場として活用されてきたということで、以前、私どもからご要望させていただいたこともあったようなのですが、現在の利用台数と、それが今回のことでどの程度台数として拡大されるのか、確認をさせてください。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 現在、月見ヶ丘スポーツ広場駐車場として利用してまして、台数としては、現在20台になっておりまして、こちらの20台、利用される方は縦列とといった部分で、目いっぱい詰めた感じで20台になるのですけれども、今回の整備をすることによりまして、約10台ほど余計に止められるような整備になると今想定してございます。

以上でございます。（「分かりました。以上です」の声あり）

○佐藤委員長 ほかにご発言はありますか。桑原委員。

○桑原委員 私からも何点かご質疑をさせていただきます。

まず、資料No.21の15ページからお伺いをいたします。

壱番館の区分所有建物の取得についてということですが、これを取得した後、区分の所有者は結局何人になるのか、お伺いいたします。

○佐藤委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 区分所有者の人数でございますが、当初予算でお認めいただいた部分、あと今回の補正予算でお認めいただいた部分を取得させていただきますと、塩竈市と民間の地権者さん1件という形になります。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 ということは、2件になるのかなと思います。そうなった場合、今後、取得したという場合、後から別の方が例えば取得したいと言ってきた場合はどうなるのかなと正直思っています、今後、どのように活用するかというのは、先ほど検討部会というのもありましたけれども、どういった形でまた検討していくのか、改めてお伺いできたらと思います。

○佐藤委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 お答えいたします。

一旦、市で取得させていただいた場合、その先に、いろいろ活用の方法は今検討しているところではございますが、塩竈市から民間の方に売却というのは、今のところは想定はしないところでございます。

○佐藤委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 補足させていただきます。

庁内での議論というのは、庁舎建設検討委員会の中で議論させていただいています。今管財契約課長も説明したとおり、まずは、最初に検討していたのが、庁舎の機能の拡大という部分を検討していたのですが、やはりこのビル自体の性格が再開発ビルというところがありますので、一方の考え方としては、民間の方々力を借りて1階スペースを活用できないか、にぎわいを創出できないかというような議論も今庁内では出されています。その際は、できればサウンディング調査みたいなものでニーズ調査なども進めながら、両面で、今内部で検討を進めているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。概要にも市民サービスの向上という点が書かれていますので、ぜひ、民間の方が使いやすいような検討をしていただければなと思っております。

次、同資料の17ページ、避難誘導のLEDビジョンということで、皆さん今、結構ご質疑されていましたが、個人的には必要性というところはあまり感じておりません。いろいろ書いてありますけれども、災害になった場合、先日の報告会でもお話ししましたが、緊急地震速報だったり、警報だったり、携帯電話が鳴ったり、アラームが鳴ったりします。また、市でも小まめに防災行政無線とか流していたので、私はそれで十分なのではないかなと思っておりますけれども、改めて、市で考える必要性というのはどこに関してなのか、

教えていただければと思います。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 LEDビジョンの整備についてですが、まずは、この誘導につきましては、今議員がおっしゃったように、防災行政無線や各緊急メール等の通知がされます。ただ、本市としては、この間の津波警報のときもそうでしたが、車避難という方もございました。そういったところで、そこを通行する方にも目で見て避難ができるという部分のメリットはあるのではないかとということもございます。防災行政無線だったり、緊急情報だったり、ビジョンの情報、全てを活用して避難誘導につなげるという形で、市では考えてございます。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 要は、車の運転手さん、自動車を運転している方々に向けてというところなのかなと思ってるんですけども、先ほども来訪者とか市民の方というところで答弁されてましたけれども、実際この場所を歩くかといったら、多分歩かないんですよ。もうほとんど車向けという形になってくるのかなと正直思っています。結局、車に乗っていても、携帯電話を持っていると思うので、結局はアラームで、何があったというのが通知されるはずだと思うんですね。果たして、その目で見る防災というのが、今回こういうLEDビジョンですけども、本当に必要なのかなと疑問に思っております。今回は港町一丁目の交差点なんですけれども、実際、マリゲート塩釜側から走ってきたりすると、意外と電信柱があったりして、あまりはつきり見えなかったりもするのではないかと正直考えています。視界の妨げにもなってくるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 今回設置した港町一丁目ですが、基本的には、貞山のほうや仙台方面から見やすい状況の設置となつてございます。現場を確認していただきますと分かるのですが、信号などの視認を妨げるようなところはないという認識で設置を決めたところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。先般のカムチャツカ半島地震の津波のとき、国道45号や海沿いの道

路は、結構通行止めに割と早い段階でされたと思うのですが、車も通れませんでした場合、このLEDの掲示板というのは目に入らないのではないかとことも思っています、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 交通規制の課題等、誘導の情報については、そのビジョンだけの誘導とはならないと思いますので、そういった場合は通行止めの部分、それとあとは防災行政無線で呼びかけ、または市のLINEなどで交通情報を併せて載せていくという形で対応していきたいと考えてございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 今のご答弁だと、必要ないのではないかと思うんです。だって、アラームとかで聞けばいいし、LINEで見てもいいし、その通行止めを見ればいいというところですよ。そうならば、このLEDは本当に必要なかと思うんですけれども、また改めて必要あるのかなと思うんですよ。どう思われますか。

○佐藤委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 いろいろご意見ありがとうございます。

今回設置する場所は、塩竈市の中でも一、二を争う交通量、自動車の交通量が多い。塩釜駅前か、あるいは、この交差点が、多分、一番交通量が多いということです。アラーム、確かに鳴ると思うんですけれど、一般の人がただ通り過ぎる車なので、今どこを走っているのかが分からない方もいらっしゃると思います。だから、津波が来るのは分かるけど、どこに行ったらいいか分からないというケースがあると思うんですね。それでやっぱり津波なので、海側には絶対我々としては行っていただきたいくないと。あのルートを走っていくと、ずっと海側を走ることになってしまうので、なので、一義的に、最も交通量の多い場所で、「こっちに行ったら駄目ですよ」というような表示になると思うんですね。「避難方向はこちらですよ」という表示を目に見えて出すというのが、まず第一義的に必要かと。交通規制というのは、時間的にタイムラグが発生しますので、やはり第一義的に避難を呼びかけるという意味で、ここの場所を選定させていただいたというのもありますので、そこの辺も含めてご審査をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 例えば、先ほどの海側に行けない。アラームであれば何となくどこにいるかという

のも分かるかなと思ったりもするのですが、例えば、これは事例なんですけれども、大阪府の松原市というところで、これは警察が主導してやっているのですが、パチンコ屋さんの電光掲示板に、地域安全運動とかそういう情報を流してもらっているんですね。これは大阪だけではないのですけれども、そういったところを市でお願いしてみてもいいのではないかなと思っています。この辺でいうと、新浜町、パチンコ屋さんの電光掲示板の大きい、高いところありますけれども、ああいったところだと通り沿いであって目立つと思うので、交通量もそんなに変わらないと思うんですよ、正直。そういうところに載せてもらうとか、お金かけずにできるのではないかなと思うんです。これについていかがでしょうか。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 パチンコ屋さんなどのビジョンを利用してというところは、今回、検討をしていなかった部分でございます。

先ほどの補足にもなりますけれども、今回整備するビジョンについては、震災のときはもちろん誘導のほうを流すのですけれども、日頃からこちらの方面に避難をしてくださいという事前の案内的な部分の効果もあるのかと考えてございますので、日頃から誘導の場所の周知ができればということも含めての検討でございます。

以上です。

○佐藤委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 若干補足させてください。

今、委員からあった意見は、非常に有効な意見と捉えさせていただいております。やはり周知というのは、何か所あってもいいと思うんですね。1か所あればいいというものではないので、例えば、今のお話だと、新浜方面から仙台方面に向かう海沿いを通る車に対しての注意喚起という意味では、非常に有効だと思っています。

我々、今、防災協定をいろいろな企業さんと結ばせていただいているのですね。なので、もし、可能であれば、パチンコ屋さんとも、ある意味、災害時の協定を結びながら、支援をいただくという方法もあるのかと思っておりますので、検討材料にさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 そこはご検討いただきたいなと思っておりますけれども、わざわざLEDを整備してまでというところが、あまりなかなか納得できないかなと。それは普通の看板でもいい

わけですよ。あっち側に避難してくださいと、もともとそれをつけておけばいいわけですし、臨機応変なものに関しては、LINEだったり、アラームだったり、防災行政無線というところで活用していけばいいのではないかと、正直思っています。

この機械のこともお伺いしたいのですけれども、的確な迅速な情報発信というところで、災害がもしあった場合、緊急アラームが鳴るような状況になった場合には、自動的にLEDビジョンに流れていくということなのか、それとも、手動でやらなければいけないのか、そこだけ確認させてください。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 災害時にビジョンに映る流れになりますが、基本的には、J-ALERTですとか緊急情報が入った場合は、すぐ、それと連携した形でその画像が映し出されるという内容になってございます。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 もし緊急アラームが流れたときは、先ほどおっしゃっていた「こっちに避難してください」「あちら側に避難してください」というのも自動に出てくるような感じなのですか。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 自動で避難誘導の矢印や文字が表示されるようになってございます。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

この場所、海に近いということで、耐用年数もあるとは思いますが、潮風に結構当たると、その辺変わってきたりするのかなと思っています。今回この1,900万円という金額を見ると、今後、壊れてしまった、修理しなければいけないというお金がかかってくると思うんですね。潮風にも当てられて、耐用年数が変わってくるのかどうか、そこも教えてください。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 耐用年数については、LEDビジョンに関しては5年と言われてございます。ただ、業者からは、5年以上使っている、これは経験則という形になりますけれども、通常、5年以上使っているビジョンが多いというところで、今のところ10年ほどもつ

のではないかと。もちろん、それと併せて保守点検を進めていく予定としております。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 そうなると、先ほどご答弁いただいた10年間でペイできるのではないかとということも、全然不確定ということでもよろしいですかね。この辺、本来であれば、広告料をあらかじめ決めておいて、そういった試算をしてもいいのではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 今現在は、広告料は定めておりません。先ほども、本市としては10年を見込んでの使用を考えているというところで、これについては、一度、内容も精査した形で、金額と併せて進めていきたいと考えてございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。本来であれば、広告料を先に決めて、どのくらいもつかという計算が必要なのではないかなとは思っています。これは、ちなみにいつから募集されるんですか。広告、市内にいる人たちなのか、企業さんに、いつから募集されるのか、お伺いします。

○佐藤委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらは、今回の補正予算で整備の方針が決まりましたら、広告の募集とか、そういったものも含めて進めていきたいと考えてございます。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。なかなか、必要性は感じないところだったので、これは難しいなと思っております。

次の質疑に移ります。同資料の27、28ページ、屋外スポーツ施設の設備更新等について、お伺いいたします。

その中で、清水沢近隣公園スポーツ広場の防球ネットの設置ですが、結構、なかなか高額だなと思っているんですけども、多分、相見積りを取っていろいろ試算されていると思うのですが、実際この内訳はどのような形になっているのか、教えていただきたいと思います。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 今回、事業費としまして6,150万1,000円となっておりまして、内訳ですけれども、この中で既存の撤去費用、こちらが1,200万円ほどになります。

差し引いた部分の、新たに設置する分が4,900万円ほどになっております。

以上になります。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。いろいろ調べたのですが、相場が分からないので、なかなか判断しづらいなというところもあったのですが、今フェンスで、今回、多分ネットという形になってくると思うんですけども、その辺の耐久性とかを比較してどんな感じなのか、その辺を教えていただければと思います。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 耐久年数につきましては、実は防球ネット、金網フェンスとも、約15年ほどと言われておるのですが、一方で、修繕に係る費用につきましては、防球ネットを壊れて修繕するときと、金網フェンスを修繕する場合には、約10%ほど金網フェンスのほうが割高になるということがありましたので、防球ネットのほうで今回整備していくと考えてございます。

以上です。

○佐藤委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その中で、周りにはたしか木が結構生えていたりすると思うんですけど、例えば、木が成長していくとネットを引っかけてというところもあるのかなと思ったのですが、そういったところもしっかり点検も今後やっていくという認識でよろしいですか。

○佐藤委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 植えられている樹木につきましては、別の所管課ではございますが、今回、防球ネットを整備するに当たっては、そちらがネットに悪さをしないように、定期的に整備、枝切りとか、そういった部分の対応はしていくということで打合せしてございますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

○佐藤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにご発言がなければ、質疑はこれで終わります。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第45号について採決いたします。

議案第45号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について採決いたします。

議案第47号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時15分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第3号「国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。石垣事務局次長兼議事調査係長。

○石垣事務局次長兼議事調査係長 それでは、請願文書表を朗読いたします。

番号、第3号。受理年月日、令和7年8月20日。

件名、国に対する「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出を求める請願。

要旨。

請願項目、下記の項目について塩竈市議会に請願する。

一つ、下記の意見書を国に提出いただきたい。

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書。

請願の趣旨及び理由。

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど恐ろしいものはありません。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものです。

昨年10月、静岡地裁の再審で無罪が確定した袴田事件では、死刑判決の根拠とされた5点の衣類のカラー写真が証拠開示されたことが弁護団の新証拠の発見につながり、捜査機関による証拠の捏造の可能性があるとして、裁判所の決定の中で厳しく批判しました。

加えて問題なのは、2013年3月に、静岡地裁で同じく再審開始決定が出されたにもかかわらず、検察がこれに不服を申し立て、その後、11年という歳月を費やしました。その結果、袴田 巖さんは89歳、巖さんを支えてきた姉ひで子さんは92歳となり、貴重な人生が奪われてきました。

このように、捜査機関が集めた証拠を検察官が独り占めして、請求人に見せなくてもよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪犠牲者は救済されません。そんな不合理がなぜ許されるのか。

また、長い時間をかけた審理の後、ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服申し立てを繰り返せば、それだけで救済がさらに遅れてしまいます。検察官の不服申し立ては、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然です。

さらに、現行法の刑事訴訟法の再審に関する規定は僅か19条しかなく、再審請求事件を裁判所がどういう手続で審理するのか、事実上、規定がないに等しいものです。各地の裁判所の審理がばらばらなのはそのためです。

不幸な冤罪犠牲者を早期に救済する上で、少なくとも下記3点に関する法改正及び法整備が急務です。

請願事項。

- 一つ、再審のための全ての証拠を開示すること。
- 二つ、再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること。
- 三つ、公正な再審手続の整備をすること。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

提出者、日本国民救援会塩釜支部支部長。

紹介議員、伊勢由典議員、辻畑めぐみ議員、鈴木悦代議員。

以上でございます。

○佐藤委員長 請願紹介議員より、請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 総務教育常任委員会の皆様におきましては、早朝からの審査、大変ご苦労さまでございます。

今回、請願の提出の紹介議員としてご紹介をさせていただきます。

実は、刑事訴訟法というのは、1948年7月10日公布されました。その刑事訴訟法の中に、この再審のところの条項がございます。全体で再審の関係は4編、再審と、刑事訴訟法の中の4編、再審という項目に含まれておりまして、第435条から第453条、こういうことに規定がされております。これもネットで見られますので、そういった点も含めてご審査していただければと思います。

特に今回、改めて刑事訴訟法の再審の規定、再審法の規定の改正を求めたいという願いと思いは、それぞれこういった冤罪事件、特に皆さんのご記憶にもあるとおり、袴田事件等で、長年、獄につながれて、やっと裁判でこの再審の方向が、道をたどっているということで、前段の請願文書にもあるとおり、人生の在り方をそういったことでやられていったということとあります。

今持っている刑事訴訟法、再審法の問題点としては、やはり証拠については、検察あるいは捜査権機関が全て握っていて、仮に被告の方々の弁護士の方々が、そうした再審を進める上では、検察、あるいは、警察が持っているその証拠は不開示になっています。つまり、弁護士は全部、一から自分たちで調べ直して、再審の様々な審査を行うという形になっておるわけでございます。

したがって、今回の請願の中で、改めてよくよくそういった刑事訴訟法等の条項を見ますと、全て再審のための全ての証拠を開示するというのが請願事項の中に含めたい点として含まれております。残念ながら、今の刑事訴訟法の再審の中には、開示ということについて規定はございません。したがって、こういった点からも、しっかりとした再審の道筋を立てるということが大事であります。

それから、検察が不服申立てということも、これもこの再審の道を妨げることになっております。結局、不服申立てをしますと、検察側で再審の道が閉ざされるということになってしまいます。したがって、公正な再審法の整備をしっかり整備するということは、やはり冤罪で苦しむ方々の関係でも非常に重要だと思います。

宮城県におきましても、例えば松山事件、皆さんの記憶にもあるかと思いますが、松山事件

等、冤罪で苦しんで、そして、最終的には、この再審の道筋を立てながら、無罪ということになった事件がございましたし、現に、そういうことで苦しんでいる方もまだ多数おります。

このままの法律をずっと続けますと、結局のところ、数多くの冤罪で苦しんでいる方々の救済の道筋は閉ざされるということになります。したがって、改めて、刑事訴訟法の中の再審の中の先ほど言った第4編のところについて、しっかり整備をして、再審の道筋を進めていくということが早急の課題だと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、今回の請願審査には、先ほど読み上げられました国民救援会塩釜支部のお二人の方もお見えになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○佐藤委員長 これより質疑を行います。

各委員のご発言をお願いいたします。小高委員。

○小高委員 誠にお疲れさまでございます。今回は当請願をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、改めて、こうした内容の請願を見させていただいた中で、改めて、様々勉強といえますか、そういったことをさせていただいた次第であります。

そうした中で、今回、請願文書の中にもありますとおり、特に昨年10月、再審無罪ということでの袴田事件、先ほど伊勢議員からもご紹介ありましたけれども、その中で、この再審法、刑事訴訟法の再審規定の改正というものが、世論的にも非常に盛り上がっている、そうした内容なのかなと捉えてございます。

それで、請願文書、あるいは、請願事項の中でも3点ほど挙げられておりますけれども、刑事訴訟法の再審手続に関する条文のことだったのですが、条文としては500条を超えるような大変なものであるそうなのでございますけれども、その中で再審の部分、僅かに19条しかない。具体的な手順を定めたものは、ほぼほぼ皆無だということが、まず一つ不備の中身としてあるようであります。

そうした中で、先ほど、証拠開示のお話もあったのですが、袴田 巖さんの事件を例に取ってみますと、一つには、事件から58年、無実の罪を晴らすまでにかかったということであり、死刑確定から44年、最初の再審請求から43年半と、こういうことであつたそうであり、先ほどありましたとおり、証拠開示のルールがないということで、無罪方向での証拠というのがあつたそうなんです、それが開示されるまでの期間というのが約30年間かかっ

たということであります。これが証拠開示のルールがないためということで、こうした状況が生まれてしまったと。そして、2014年3月に再審開始を静岡地裁が決定した後に、決定に対して不服が唱えられたと。このことで確定までにさらに9年を要したと、こういうことが言われております。つまりは、申立てから再審開始の確定まで43年間ということになるそうなんですが、そのうち39年間に現行の再審制度の不備の中から生まれてしまったと、こういうことを勉強させていただきました。

そうした様々な観点から見ましても、あるいは、この間の様々な審議会、あるいは、国会で超党派の議員連盟なども生まれておりますけれども、そうした状況を踏まえても、こうした問題点というのは、基本的にはどなたも共有されておられるのかなと思っておりますので、そういった点で、この改正というものを、いつ、司法の審理がこういった状況になるかということもありますので、ぜひ、地方議会からも声を上げて後押しをしていきたいという点で、私はこの請願については、ぜひ、採択をすべきだということで、意見表明という形になりますが、申し上げておきたいと思えます。

○佐藤委員長 ほかにご発言はありませんでしょうか。桑原委員。

○桑原委員 私もいろいろ調べさせていただきました。

現状、時間を失われてしまうということが非常に大きいのかなと思っております。整備は必要だなと思っております。

先ほど、小高委員もおっしゃっていましたが、超党派で議員連盟をつくったりもしていますので、もちろん国でも動いているというところではありますけれども、市民の方から上がってきたということで、我々も市代表として上げさせていただいてもいいのではないかなど。私も質疑ではないのですけれども、意見として発言させていただきます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかにご発言はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第3号は、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手全員であります。よって、請願第3号は、採択をすることに決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 佐藤 公 男